

森林・山村多面的機能発揮対策の制度変更について

平成 29 年 4 月 3 日

公益財団法人静岡県グリーンバンク事務局

はじめに

平成 25 年度より実施された林野庁所管の「森林・山村多面的機能発揮対策」は、平成 29 年度より、第 2 期対策に移行しました。

新制度につきましては、詳しくは、別添、「平成 29 年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業のご案内」を新しい制度全般に関する資料としました。

そのほか、以下に、平成 28 年度までの第 1 期対策からの変更点について、主な事項を記載しましたので、申請を希望される皆様は、内容をご確認の上、採択申請書等を作成ください。

主な変更事項

1 地方負担の観点から、国からの交付金の額（交付単価・交付率）は減額されました。

対象となる活動等に対する国庫交付金の額（上限額・交付率）

区 分	交付単価・交付率	備考
(1) 活動推進費	1 1 . 2 5 万円（初年度だけ）	取組に対する国庫交付金は、昨年までの交付単価の 3 / 4 に減額されました。
(2) 地域環境保全タイプ		
① 里山林の保全活動	1 2 万円 / ha	
② 侵入竹の除去・竹林整備活動	2 8 万 5 千円 / ha	
(3) 森林資源利用タイプ	1 2 万円 / ha	
(4) 教育・研修活動タイプ	3 万 8 千円 / 回	
(5) 森林機能強化タイプ	8 0 0 円 / m	(面積) 小数点以下 2 位切捨て
(6) 資機材及び施設の整備		(延長) 小数点以下 1 位切捨て
① 活動に必要な資機材・施設	交付率 1 / 2 以内	(金額) 百円未満切り捨て
② 上記のうち、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ及び炭焼き小屋	交付率 1 / 3 以内	

注.1 市・町が対策に関連して、独自に助成金を加算する場合があります。

平成 29 年 4 月以降、対象森林が所在する市・町にお問い合わせください。

2 サイドメニューはメインメニューの実施と併せてしか実施できなくなりました

第 2 期対策では、メインメニュー、サイドメニューという考え方が取り入れられました。サイドメニュー等は、メインメニューの実施に併せ行うこととされ、単独での実施は認められない、とされました。

○ メインメニュー

・地域環境保全タイプ

- ・森林資源利用タイプ
- サイドメニュー
 - ・教育・研修活動タイプ
 - ・森林機能強化タイプ

- ※ そのほか、活動の初年度は従来通り活動推進費を計上することができます。
- ※ 資機材及び施設の整備は、メインメニューの実施に直接必要な物について、従来通り交付対象となります。

3 森林経営計画及び森林施業計画を策定している森林では、活動ができなくなりました。

メインメニューは、従来から森林経営計画が策定されていない森林を対象としていました。今回、教育・研修活動タイプがメインメニューに併せて実施するとされたため、基本的に森林経営計画が策定されている森林では活動が実施できなくなりました。

国有林、県営林、市町有林を含め、森林経営計画が策定された森林については対象となりませんので、必ず市町や国、県の担当者に策定状況を確認するようお願いします。

4 事業採択に必須となる事項が加わりました。

第2期対策では、以下の事項について、必ずクリアーする必要があります。

策定する「活動計画書」等に、これらに関連する事項を、分かりやすく記述し、採択審査会等における判断材料としていただくことが望まれます。(重要！)

(1) 活動対象森林が所在する市町による活動の有効性の確認について

「市町による活動の有効性の確認」が事業採択上、必須事項となり「有効性はみとめられない」との回答があった場合や回答が得られない場合は採択不可となります。

なお、意見照会は、活動組織から提出された活動計画書等を基に、地域協議会が市町へ協議（意見照会）することとされました。

- ※ 文書協議については、活動組織から事前に、市町担当者に活動計画等について説明し、理解を得ておくことが望ましいと考えています。

なお、市町への事前相談は、担当者の準備等の関係から、原則として4月の説明会以降に受け付けていただくよう調整しておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

(2) 活動組織の「規約」に、会費の徴収に関する事項を必ず加える

事業終了後についても自立的に活動できる組織に対してしか交付金が交付されないこととされました。

そこで、規約を変更し会費の徴収に関する事項を必ず加えてください。会費の額については組織内で決定してください。

また、林産物の販売収入等も自立的な活動の継続を示す手段となります。活動組織の規約等に、「事業」として記載されていれば判断材料となると思われます。

(3) 安全講習や森林施業技術講習を必ず実施してください。

毎年 1 回以上、安全講習会等を計画し、活動に参加する構成員が必ず受講する体制を作る必要があります。

活動計画書、採択申請書に講習の名称、内容、実施月を必ず記載してください。

講習は活動組織の代表者の責任の元に、活動組織が主催し、外部講師または資格や技術を備えた構成員を講師に、原則として活動区域内において、半日以上の間をとり行ってください。

(4) 安全装備及び傷害保険の加入が義務化されました。

活動計画書に安全装備物品・傷害保険名称を記載する欄が加わりました。必ず記載するようお願いいたします。

なお、安全装備物品とはヘルメット等現在所有しているもの、及び今後装備するものを記載することになります。すべて会員の個人所有の物を使用する場合も、一応その内容等、解るような記載をお願いいたします。

詳細については、今後新しい Q&A で示される見込みです。

(5) 活動の目標設定とモニタリングの実施が必要となりました。

活動計画書に活動の目標と活動結果のモニタリング方法を記載する欄が加わりました。

具体的な内容については、国が示すガイドラインに基づき行ってください。

なお、地域協議会では、行政関係者の協力を受け、希望する団体に対し、このガイドラインに関する講習会等を開催する予定です。(7 月以降)

5 採択審査における「優先的に採択する事項」に新項目が加わりました。

(1) 市町が追加的に助成することが確実な活動組織が優先的に採択されます。

平成 29 年度の国庫交付金の交付単価以上の額を要する活動を行う活動組織に対し、活動対象森林が所在する市町が、国庫交付金に加えて、国が定める額以内の追加的交付をすることが確実な場合、該当する活動組織が優先的に採択されます。

なお、市町による追加的交付については、現時点で、ほとんどの市町で検討中の状態と思われれます。

そこで、4 月に予定されている説明会の開催後、改めて地元の市町に問い合わせ等をしていただき、追加交付の有無を確認いただくようお願いいたします。

(2) 「長期にわたって手入れがされていない里山林」で活動を行う場合

写真等により、「長期にわたって手入れがされていない里山林」で活動を行うと判断できる場合、優先的に採択されます。

対象森林を示す図面、活動対象森林一覧表にその旨明示し、添付写真等でその事実を確認できるようお願いいたします。

(3) 活動を開始してから3年に満たない森林で活動を行う場合

これまで、すでに4年以上活動を実施した森林以外の森林で、新たに「長期にわたって手入れがされていない里山林」や活動を開始してから3年に満たない森林で活動を行う場合、優先的に採択されます。

対象森林を示す図面、活動対象森林一覧表に、過去の整備年度を明示してください。

(4) 地域に根差した活動を行う地域住民等が組織した団体の場合

住民等が組織した活動組織やNPO等が、地域に根差した活動を行う場合、優先的に採択されます。

該当する場合は、採択申請書、活動計画書に組織の成り立ちや地域の課題等について記載をお願いいたします。

(5) 活動組織の構成員が、活動を計画している市町の多様な住民で構成されている場合

様々な経歴や立場をお持ちの方々に構成されている活動組織が優先的に採択されます。

採択申請書、活動計画書に、構成員の所属や役職、立場等について記載するよう努めてください。

(6) 総合的に判断して効果的な活動であること

活動内容、活動面積、活動回数、農業等地域の経済活動との連携状況等を加味し、総合的に判断して効果的な活動であるか判断され、優先的に採択されます。

市町による有効性の判断にも役立ちますので、採択申請書、活動計画書に積極的な記載をする必要があります。

※ 以上です。なお、新しい情報や様式等は、近いうちにホームページに掲示するとともに、メール等でお知らせいたしますので、随時確認し、ご活用をお願いいたします。